

平成 23 年 7 月 26 日

## 平成 22 年度の案件形成事業に対する環境社会配慮レビュー

環境社会配慮審査役 作本 直行

### 全体レビュー

- ・調査報告書の環境社会配慮(第 4 章)の記述は、全体的には、質的向上に向かいつつあるが、改善の余地は大きい。
- ・調査実施者は、通常、前例を参照しつつ、報告書を作成する傾向があり、このため、毎年の積み重ねが、質の改善に近道である。
- ・意見書の効果は大きい。産業技術部が直接配布する意見書は、調査実施者への注意喚起となり、環境社会配慮の浸透に役立っている。
- ・昨年度の一部報告書に対し、非公開の要望が提出されたが、最終的には、すべて公開された。

### H 22 年度の作成報告書について

- ・H22 年度の報告書には、参考文献や引用の指摘が明らかでないものがある。
- ・インドの湾横断道路の案件は、2005 年に EIA 許可を取得済みである。既存の EIA 報告書を基に、記述を繰り返している。
- ・インドネシアの立体交差の案件では、環境社会配慮項目の洗い出しが不十分であり、案件との関連で環境社会配慮がほぼ論じられておらず、検討が浅い。
- ・インドネシアの鉄道案件では、人口集中と大気汚染・温暖化防止への効果が主に考察され、住民移転と補償費用の計算に多くの紙面が割かれている。
- ・ウクライナの案件では、EIA 等は「最終的に 2006 年 3 月 7 日付けの閣議で承認されている」と記述されている。また、環境社会配慮面の考察が浅い。
- ・他のインドネシアの港湾へのアクセス道路案件では、調査対象地域と EIA 対象地域間にズレがあるものの、EIA が実施済みである。さらに、同国の他の港湾関連案件では、州政府の SEA 承認待ちの状態にあり、また、地熱関連案件では、2008 年 12 月に上流開発について EIA が承認済みとされ、2011 年 5 月に下流開発について調査終了予定とされている。

### これからの課題

- ・途上国に関わる案件が多いものの、環境面に関わる事業の必要性、経済社会への影響、生態系など、現地事情を踏まえた基礎情報が少ない。現地での積極的な調査活動が必要である。

- ・調査案件毎に担当者が異なる短期間の調査で、報告書の質向上をいかに図ることができるかが重要。早期段階での調査担当者への明確な指示や作成マニュアルによる明確な指導が必要である。
- ・環境項目の洗い出しに自粛姿勢があるためか、項目洗い出しに不十分な報告書がある。また、環境対策面の検討が少ないものがあり、改善が必要である。
- ・大規模住民移転といった重要な環境配慮項目が予見された場合でも、大雑把な指摘にとどまり、基礎的な情報さえも収集していない場合がある。ガイドラインに沿った調査が必要である。
- ・調査担当者の実施能力の向上が必要である。  
環境社会配慮の意味を十分理解せず、途上国の経済社会面への関心度合いに低いものがある。調査方法では、現地のコンサルに予め委託した調査書を基に執筆するところがあるようだ。調査者にとっては短い調査期間であろうが、チャーター車によるグループ全員での関係先訪問による調査方式でなく、自らが事業予定地に赴き、様々のステーク・ホルダーから意見聴取を行うなど、細かい調査の実施が必要である。
- ・他の選択肢との比較検討（代替案）について、検討方法のみならず、記述の方法も不統一になりがちである。記述方法に関する明確な指示が必要である。
- ・ステーク・ホルダーからの意見聴取が極めて狭い範囲に限られている。事業予定地が想定されている場合でも、調査者による意見聴取の対象や情報収集の内容が限定されている場合が多い。ステーク・ホルダーとの意見交換の記録を報告書に掲載するよう、要請している。
- ・環境社会配慮項目の記述方法について、過去には、JICAのチェックリスト質問一覧表を使って、環境社会影響の有無に回答する記述方式が多かった。この結果、公害対策に関する記述が中心となり、環境対策面の努力が記述されず、途上国の社会配慮面への考察が軽視される傾向が目立った。根拠や緩和策をできるだけ詳細に記述する方向で指導してきたが、さらにこれを進展させる必要がある。
- ・なお、H21年度、H22年度の意見書の指摘内容を別紙のとおり、整理し、将来の改善方法を検討してみたので、将来のフィードバックに資するため、添付する（参考資料）。

(参考資料)

H20、H21年度の作成報告書に対する意見書の指摘内容

意見書における主な指摘事項	H20 年度	H21 年度	予想される改善方法 A:直ちに実施、B:内部検討後、段階的 に実施、C.直ちに実施が困難
<b>1. 全体(全体、調査の枠組み、調査内容)</b>			
重要な情報についての根拠・出典の明記	○		A(必要な記載事項)
プロジェクトのステージの相違に留意し、新JICAのスクリーニング様式を十分に活用し、環境項目に関する記述を行うべき。調査未実施の項目については、その旨明記すべき。	○		A/B (JICAの新スクリーニング様式の参照は実施済み。調査未実施項目について、理由説明は必要。)
事業の必要性や緊急性及び妥当性についての検討の場が実施機関によつて的確に設定されるべき。	○		B/C(事業の必要性等については、案件の採択方法に関わり、委託者の判断が優先。)
事業実施のスケジュール表記方法の工夫(具体的な○○年ではなく、1年目から～3年目といったように)。	○		B(報告書作成マニュアルにより、明確な指示が必要。)
案件発掘段階とは言えない調査が一定数みられる。本調査事業でこれを支援することは不適切。		○	C(採択方法・基準に関することであり、委託者の判断が優先。)
ステークホルダーとの協議記述が不十分、ステークホルダーに関する情報収集とそれに基づく報告書への記載を図るべき。		○	A(必要な記載事項として、指導すべき。)
適切な環境管理が行われないとマイナス影響をもたらせる事業が含まれており、適切な検討が不足。		○	A/B(調査者の能力向上と適切な調査指示が必要)
Pre-F/Sならば当然に必要とされるはずの技術的な検討や比較、事業コストの大きな概算と積算内容、財務経済的実行可能性の検討が割愛されている。		○	A/B(調査者の能力向上と適切な調査指示が必要)
一律に環境社会配慮調査を義務付けるのではなく、調査に濃淡を付ける。		○	B(スクリーニング様式の検討後に、判断すべき。しかし、環境社会配慮調査自体の必要性も含めてこの調査を行うべきとの議論経緯あり。)
不明点については、不明である旨を明記すべき。		○	B(調査者の能力向上と適切な調査指示が必要)
将来に残された調査・検討課題を記述すべき。		○	B(調査指示により、環境対策面の記述を指

			導すべき)
2次募集については十分な調査期間を確保すべく、募集期間を前倒しすべく、また年度を越えた調査を可能とする仕組みを検討すべく。		○	C(募集採択の方法と調査時期・方法に関することであり、委託者の判断が優先)

## 2. 社会環境と人権への配慮

ミャンマーの事業については、日本政府のODA姿勢に対し、特別な配慮をすべき。		○	C(案件の採択方法に関すること。ODA大綱へのコンプライアンスの問題でもあり、委託者の判断が優先)
事業実施サイトがほぼ確定しているものは、住民移転等の大きな影響に関して具体的な記載が必要。		○	A(必要な記載事項)
代替案の検討では、住民移転の可能性や補償の点からの適切な検討が必要		○	A(必要な記載事項)
住民の合意取得に関する相手国の法制度上の実効性や土地収用・住民移転の執行主体について明らかにすべく。住民移転の補償費用の算定方法と手続きについて、記述が望ましい。		○	A(必要な記載事項)

## 3. 他の選択肢との比較検討

全体として比較検討関連の記述が少ない。最低限、事業実施・非実施の比較を行い、より詳細な比較を行わない場合には、その理由を記すべき。		○	B(選択肢の比較検討に関わる調査方法が類型化または定式化されると好ましい。)
比較検討の際には、各選択肢の正負の影響を比較に含め、調査未実施の影響については、その旨を記すことが必要。		○	A(必要な記載事項。)
代替選択肢との比較にあたり、事業範囲の設定が不足。		○	B(調査方法の指示が必要。)
量的な比較に集中しており、質的な側面への影響が過小評価されている。		○	B(調査者の調査分析能力の向上と適切な指導が必要。)
量的な比較の場合、算定手法や前提について記述すべく。		○	B(調査者の調査分析能力の向上と適切な指導が必要。)

## 4. 調査における環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲

調査項目関連の指摘と影響範囲の検討が不足(生態系の項目、掘削時、供用時の諸影響や対策検討、当然予想されるはずの調査の欠如、住民の生計への影響、不法占拠者が排除された場合の影響内容、物流増加による大気および騒音・振動について対策、パイプライン敷設に伴う生態系等		○	B(調査者の能力向上と指導が必要。また、短期間の調査さらにコンサル任せの調査も多く、調査の質的向上は重要。)
---	--	---	--

の自然環境および現地住民の社会環境に関する検討、風力発電に関しての低周波騒音による健康被害)。			
社会影響の範囲が限定的。		○	B (調査者に公害防止系の技術者が概して多く、とりわけ途上国関連の社会影響調査に関する能力向上を直ちに期待するのは難しい。)
処理水が貯水池の水と混合する場合、それが水道原水として問題がないかの検討不足、処理水放流の際に環境悪化を伴いがちな案件の検討不足。		○	B (調査者の専門分析能力の不足と指導の不足。)
影響項目ごとの記述が不十分。		○	B (JBICのチェックリスト等を参照して、影響項目の洗い出しはできるが、調査者自らがこれを分析・深化させる専門性に乏しい。)
生態系への影響について、現時点で入手可能な情報をもとに影響評価を行うか、実際にサイト選定がなされる前に生態系調査の必要性を強調すべき。		○	B (公害防止系の出身者が多く、調査者の専門能力向上が必要。概して生態系への関心は薄い。)

#### 5. ステークホルダーからの情報収集

想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集内容・方法を含む協議の結果を記述すべき。	○		A (調査者に明確な調査方法を指導すべき。まず調査者自らが現場を踏査し、必要事項を調査すべきである。)
政府関係者のみが参加するステークホルダー協議会合など、参加者が限定されている場合には、読み手に誤解が生じないように、その旨を記載すべき。	○		A (報告書の記載方法について、指導が必要。)
予備調査段階でのステークホルダー協議においては、住民をミスリードしないための配慮が必要。また、当該案件に関連する現地の環境社会配慮分野のNGO、コミュニティの代表や学識経験者についての活動概要に関する情報も記載に努めるべき。特に、被影響地域が明確であると判断される場合には記載すべき。	○		B (調査者への適切な指導が必要、調査方法として明確に意識されていない可能性がある。)
大規模な立ち退きなど、大規模な社会影響が予想される事業においては、当該国の法制度の説明だけでなく、実施段階における過去の困難を指摘するため、文献やインタビューから課題を抽出するべき。	○		B (調査者の調査方法につき、能力向上が必要。事業者は、法が要求する最低限を満たすことに精一杯となりがち。報告書の質向上のために、過去の困難に関する文献・インタビューの調査を実施することは好ましい。)
全般的に調査の実施内容および記述が不十分。実施機関と		○	B (調査者の能力向上が必要。短期間の調査と

の協議や住民の聴き取り結果などに関して、事業の進展度合いに応じたステークホルダーからの聴き取り、協議内容や参加者に関する記述を行うべき。その際、地域での利害衝突を起こさないための配慮も必要。			はいえ、調査者の調査意欲次第であり、コンサル任せの調査だけでは難しい。）
---	--	--	--------------------------------------

#### 6. プロジェクトの実施のために当該国（実施機関その他の機関）がなすべき事項

プロジェクト実施のために当該国がなすべき事項が記述されていない調査があるので、記述すべき。	○		A(必要な記載事項)
調査終了後に予定されるF/Sの調査期間が非常に短いなど、案件実現までのスケジュールが適切でないものがある。環境社会影響が大きいと考えられる案件については、十分な調査期間を設けることが必要。	○		C(政策的な判断が必要であり、委託者の判断が優先。)
EIAの実施責務、環境管理計画の実施能力向上、今後必要とされる追加調査など、実施者の責務に関する記述を行い、過度に楽観的な見通しは避けるべき。また、ファイナンスの検討においては、JBIC等の融資機関に相談すべき。		○	B(調査者への指導が必要。調査者の経験や能力向上が重要。)

#### 7. その他

調査実施者の専門分野を記述すべき	○		B(専門分野とすべきか、又は執筆担当分野とすべきか、決める必要がある。)
各国の法制度のみに言及している報告書が多い。環境社会配慮に関わるenforcement（執行能力）および法制度の実施状況についても言及すべき。	○		B(調査者への指導と能力向上が必要。概してコンサル任せが多い調査で、直ちにこれを改善するのは困難。)
数万人規模の住民移転が発生しうるなどの案件について、事業関連の調査が不十分。ガイドラインが求める事項について、契約段階での助言と報告書の精査段階でのチェックをより詳しく実施する体制を検討すべき。	○		B(特に契約時に、作成マニュアルに基づき、ガイドラインの要求事項と助言を明確にし、報告書ドラフトのチェック体制をさらに強化すべき。)
調査担当者を記載することは徹底すべき。根拠が不明確な情報や結論が盛り込まれている例もあり、文献やデータの出典等に関して記載すべき。要約が調査内容を適切に反映したものとなるように監理すべき。		○	A(必要な記載事項。文責を明らかにし、著作権違反を予防するため、引用・出典データの指摘、担当者の氏名・所属等の記載は徹底すべき。)